JSIC と ISIC の比較について

孕石 真浩†

Comparison between JSIC and ISIC

HARAMIISHI Masahiro

目 次

はじめに

- I 日本標準産業分類 (JSIC) と国際標準産業分類 (ISIC)
 - 1 日本標準産業分類(JSIC)
 - 2 国際標準産業分類 (ISIC)
- Ⅱ JSIC と ISIC の間で位置付けが異なっている項目
 - 1 「修理業」に関連する項目
 - 2 「製造業」に関連する項目(「修理業」に関連するものを除く)
 - 3 水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
 - 4 管理,補助的経済活動を行う事業所
 - 5 「不動産業」又は「物品賃貸・リース業」に関連する項目
 - 6 「娯楽業」に関連する項目
 - 7 「公務」、「外国公務」又は「社会保険」に関連する項目
 - 8 航空機使用業
 - 9 その他の「サービス業」に関連する項目
 - 10 その他の項目

Ⅲ まとめ

- 1 過去の分類からの継続性
- 2 比較可能性の向上
- 3 統計調査の実施しやすさ及び調査結果の利用の観点 (JSIC)
- 4 その他経済活動の実態の違い

孕石真浩: JSIC と ISIC の比較について

はじめに

日本標準産業分類(JSIC: Japan Standard Industrial Classification)は、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、全ての経済活動を産業別に分類している。

国際標準産業分類(正確に表すと、「全経済活動に関する国際標準産業分類」)(ISIC: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities) は、生産に係る経済活動に関する国際的な参照分類であり、その主要な目的は、このような経済活動に沿って統計を作成するために用いることができる活動カテゴリー一式を提供することである。

ISIC は、経済活動に係る統計データを国際的なレベルで比較する上での重要なツールとして利用されてきたものであり、JSIC の設定及び改定の際には、我が国の統計調査に適用するため我が国の産業構造等の状況も踏まえた上で、ISIC との比較可能性についても考慮されてきた。

このことから、JSICと ISIC の間でどのような違いがあるかということを明らかにすることは、 有意義であると考えられる。

本稿では、JSIC と ISIC のそれぞれ最新版である JSIC 第 13 回改定版と ISIC Revision 4 を比較して、両者の間で大分類のレベルで位置付けが異なっている項目を抽出するとともに、その違いがどのような考え方の違いにより生じているかということを、当該項目が新設された背景等について考察することにより、可能な限り明らかにすることを試みることとする。

なお、本稿の執筆に当たっては、総務省政策統括官(統計基準担当)室の岩橋正樹氏と独立行 政法人統計センターの塚越啓次氏から有益なコメントを頂いた。改めてここに厚く御礼申し上げ る。

I 日本標準産業分類(JSIC)と国際標準産業分類(ISIC)

まず、JSIC と ISIC について、紹介する。

1 日本標準産業分類(JSIC)

JSIC は、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、全ての経済活動を産業別に分類している。

- JSIC は、昭和24年(1949年)10月に初めて設定された。
- JSIC の最新版は、平成 25 年 (2013 年) 10 月に改定された第 13 回改定版である。
- JSIC 第 13 回改定版については、総務大臣が、改定案を統計委員会へ諮問し、統計委員会からの答申を受けて、改定を行った。
- JSIC は、統計法(平成19年法律第53号)第28条第1項の規定に基づく統計基準であり、 公的統計を産業別に表示する場合に用いられるものである。

2 国際標準産業分類 (ISIC)

ISICは、生産に係る経済活動に関する国際的な参照分類であり、その主要な目的は、このような経済活動に沿って統計を作成するために用いることができる活動カテゴリー一式を提供することである。

- **ISIC** は、1948 年に初めて設定された。
- ISIC の最新版は、2008 年に改定された Rev.4 (Revision 4) である。
- ISIC Rev.4 は、国際連合統計委員会での検討を経て、国際連合統計部が改定を行った。
- 国際連合統計委員会は、その第 37 回会議(2006 年 3 月開催)において、各国が、情報ロスを伴わずに、少なくとも ISIC Rev.4 の 2 けた(※中分類)のレベルでデータを報告することができるような方法で、国内の分類を採用するように、勧告した。

なお、本稿における ISIC の項目名(日本語)は、仮訳であることを申し添える。

本稿の末尾に付けた資料について説明すると、別紙1がJSIC第13回改定版(2013年)の大・中分類項目表で、別紙2がISICRev.4(2008年)の大・中分類項目表(原文及び和訳)である。いずれについても、大分類項目の分類符号はアルファベットで、中分類項目の分類符号は2けたの数字で示されている。

なお、本稿においては、特に個別・具体的な項目のことを指していることを明確にしたい場合には、項目名の前に分類符号を付している。

Ⅱ JSIC と ISIC の間で位置付けが異なっている項目

JSIC と ISIC の間で大分類のレベルで位置付けが異なっている項目(※同じ内容を表す項目で 異なる大分類に分類されているもの)について、以下の順でその具体的な状況を個別にみていく こととする。

- 1 「修理業」に関連する項目
- 2 「製造業」に関連する項目(「修理業」に関連するものを除く)
- 3 水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
- 4 管理,補助的経済活動を行う事業所
- 5 「不動産業」又は「物品賃貸・リース業」に関連する項目
- 6 「娯楽業」に関連する項目
- 7 「公務」、「外国公務」又は「社会保険」に関連する項目
- 8 航空機使用業
- 9 その他の「サービス業」に関連する項目
- 10 その他の項目

まず、「1」で、「製造業」と「サービス業」の切り分けとして、JSIC と ISIC の間での最大の違いである「修理業」に関連する項目を扱う。次に、「2」で、「修理業」に関連する項目を除く

「製造業」に関連する項目を扱う。次に、「3」~「9」で、広い意味での「サービス業」に関連する項目を扱う。具体的には、「サービス業」に関連する項目の中で、関連する項目がある程度まとまった大きさがある六つの部分を「3」~「8」として切り出して、おおむね、ISIC に出てくる順に配置するとともに、バスケット項目として「9」を設けている。最後に、「10」で、その他の項目として、「雇主としての世帯活動」及び JSIC では「産業」として扱っていない ISIC の項目を扱う。

1 「修理業」に関連する項目

JSIC と ISIC の「修理業」に関連する項目の対応は、次ページの図 1 ¹のとおりである。 図 1 によると、「修理業」に関連する項目の主要な部分は、JSIC では、「サービス業」(N及 びR)に位置付けられているが、ISIC では、「サービス業」、「製造業」及び「卸売・小売業; 自動車・オートバイ修理業」にまたがっていることが分かる。以下では、JSIC と ISIC の間で 大分類のレベルで位置付けが異なっている項目について、みていくこととする。

(1) 機械等修理業

「変圧器修理業」等(すなわち、個人・家庭用品でない電気機械器具の修理業)、「機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「金属製品修理業」は、ISIC では、「C製造業」の「33機械器具修理・設置業」に分類されるが、JSIC では、「Rサービス業(他に分類されないもの)」の「90機械等修理業(別掲を除く)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「変圧器修理業」等、「機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「金属製品修理業」については、ISICでは、修理を行う対象が製造現場で取り扱われるものであり、製造現場と近接した場所で修理が行われることが多いことから、「製造業」に位置付けられていると考えられる。ただ、Rev.3.1(2002 年)以前は、(「製造業」の中の)修理を行う対象(機器)の製造のカテゴリーにそれぞれ分類されていて分離できなかったものが、Rev.4(2008 年)で、「機械器具修理・設置業」が新設されて、ここに分類されることとなった。その結果、この部分について、以前はとらえることができなかった「修理業」をとらえることが可能となった。

一方、JSICでは、修理を行う対象によらず、「修理業」(※製造と修理とを分離しがたいものを除く)は、「サービス業」に位置付けられている。※に該当するものとしては、「鉄道車両・船舶・航空機修理業」があり、これについては、技術的にも製造する能力を持たないと修理が行えず、製造と修理とを分離しがたいことから、「製造業」の「輸送用機械器具製造業」に位置付けられている。また、「主として自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業」については、機械及び金属製品の修理を行っているといえるものの、その業態の特徴として製造と修理とを分離し得ないことから、「製造業」の「はん用機械器具製造業」に位置付けられている。

¹ 図1においては、各要素が当該分類の項目と完全に一致する場合に限り、分類符号を入れてある。分類符号が入っていないものについては、そのような当該分類の項目が存在するわけではないが、そのような概念のものが当該分類の上位の分類に含まれることを表している。すなわち、図1の各要素は、当該分類の上位の分類に含まれる下位の分類の項目(の一部)の幾つかを併せたものである。例えば、JSICに「鉄道車両・船舶・航空機修理業」という項目が存在するわけではなく、これは、「31 輸送用機械器具製造業」に含まれる「312 鉄道車両・同部分品製造業」、「313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業」及び「314 航空機・同附属品製造業」のそれぞれのうち、「修理業」に該当する部分を抜き出して、併せたものである。

図1 「修理業」に関連する項目の対応

国際標準産業分類 (ISIC) 日本標準産業分類 (JSIC) N生活関連サービス業、娯楽業 79その他の生活関連サービス業 793衣服裁縫修理業 衣服修理業 Sその他のサービス業 Rサービス業(他に分類されないもの) 95コンピュータ及び個人・家庭用品修理業 90機械等修理業(別掲を除く) 衣服修理業 コンピュータ及び個人・家庭用品修理業 →修理業 (衣服を除く) 変圧器修理業等(個人・家庭用品でない 電気機械器具の修理業) 901機械修理業 (電気機械器具を除く) (※例外的に、製造と分離し得ないもの C製造業 は、「E製造業」に位置付けられる) 33機械器具修理・設置業 金属製品修理業(手工鍛造を除く) (※同上) 331金属製品・機械器具修理業 3314電気機器修理業 9094かじ業 手工鍛造による修理業 機械器具修理業 手工鍛造による製造業 →3311金属製品修理業 3315輸送用機械器具修理業 (自動車を除く) 89自動車整備業 332産業用機械器具設置業 E製造業 31輸送用機械器具製造業 25金属製品製造業 (機械器具を除く) 鉄道車両・船舶・航空機修理業 手工鍛造による製造業 分解修理・オーバーホール以外 30その他の輸送用機械器具製造業 分解修理・オーバーホール 船舶・機関車・鉄道車両・航空機の 分解修理・オーバーホール D建設業 G卸売・小売業;自動車・オートバイ修理業 08設備工事業 45自動車・オートバイ卸売・小売業及び修理業 0841機械器具設置工事業 自動車・オートバイ修理業 (昇降設備工事業を除く)

JSIC における「製造業」と「修理業」の切り分けは、要するに、製造するための設備と技術がある場合は「製造業」とし、そうでない場合は(「サービス業」の)「修理業」とするということである。この考え方に従って、同種製品の製造と修理を兼業している事業所については、(たとえ修理の収入が製造の収入より大きかったとしても)「製造業」に分類されることとなっている。これに関し、日野(1968)は、「修理業」の大部分(製造する能力を持たないような小規模なもの)を「製造業」としない理由として、(これらの事業における事業所当たりの生産額が工業事業所に比べて相対的に低いことから、)製造品出荷額に異質な経済活動の結果を混入させない(筆者注:事業所当たりの生産額が実態とかけ離れて低くなることを防ぐ)ためや、これらの事業所を工業統計調査の対象から除くほうが調査実施に当たって対象の把握に払う調査事務が軽減されることを挙げている。

なお、「コンピュータ及び個人・家庭用品修理業」については、ISICでも、「製造業」ではなく、「サービス業」に位置付けられている。また、これらの JSIC における位置付けについては、大多数は他の「修理業」の多くと同様に「Rサービス業(他に分類されないもの)」に位置付けられているが、「衣服修理業」については、「N生活関連サービス業、娯楽業」に位置付けられている。

(2) 産業用機械器具設置業

「産業用機械器具設置業」(※「産業用」であり例えば「自動ドアの設置」などは含まれない)は、ISICでは、「33機械器具修理・設置業」に分類されるが、JSICでは、「08設備工事業」のうち、「0841機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「産業用機械器具設置業」については、ISIC では、「機械修理業」と同様に、「製造業」に位置付けられているが、JSIC では、「工事」の一種であるとして、「建設業」の「設備工事業」に位置付けられている。

(3) 手工鍛造による製造業

「手工鍛造による製造業」は、ISICでは、「25金属製品製造業(機械器具を除く)」に分類されるが、JSICでは、「90機械等修理業(別掲を除く)」のうち、「9094かじ業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

ISIC では、「鍛鋼品、鍛工品、非鉄金属鍛造品の製造」については、製造する手段(手工によるか機械によるかなど)によらず、「製造業」に分類されるが、JSICでは、「手工鍛造による製造業」は、「製造業」ではなく、「修理業」と同じ分類に位置付けられている。単に「手工鍛造業」といったときには、修理と製造を兼業している事業所が多いと考えられる。

(4) 自動車修理業

「自動車修理業」は、ISIC では、「G卸売・小売業;自動車・オートバイ修理業」の「45 自動車・オートバイ卸売・小売業及び修理業」に分類されるが、JSIC では、「Rサービス業 (他に分類されないもの)」の「89 自動車整備業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

まず、JSIC における「自動車整備業」の「自動車」の定義には「オートバイ」が含まれることから、「自動車整備業」と ISIC における「自動車・オートバイ修理業」は、同じ概念である。見出しでは、両者と同じものとして、省略して、「自動車修理業」という表現を

用いている。

「自動車・オートバイ修理業」については、ISICでは、自動車・オートバイに関する活動(製造及び賃貸を除く)をまとめるという観点から、「自動車・オートバイ販売業」と同じ中分類に位置付けられていると考えられる。また、自動車・オートバイの販売と修理を兼業している事業所が少なくないことから、これらの事業所について、中分類のレベルまで紛れなく分類を決定できるということがいえる。

ただし、ISICでは、細分類のレベルでも販売と修理が完全には分離されていない(※具体的には、オートバイの販売と修理が同一の細分類に含まれる)ため、「自動車・オートバイ修理業」の概念に相当するものを厳密に切り出してとらえることはできない。

一方、JSIC では、「修理業」(製造と修理とを分離しがたいものを除く)は、「サービス業」に位置付けられており、「自動車整備業」についても同様の取扱いとなっている。

なお、JSIC では、自動車の販売と修理を兼業している事業所については、(たとえ修理の収入が販売の収入より大きかったとしても)「卸売業、小売業」の「自動車卸売業」又は「自動車小売業」に分類されることとなっている。

2 「製造業」に関連する項目(「修理業」に関連するものを除く)

(1) 採塩業

ISIC「08 その他の鉱業及び採石業」のうち、「0893 採塩業」と、JSIC「16 化学工業」のうち、「1624 塩製造業」が、対応する。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「採塩業」については、ISIC では、「鉱業及び採石業」に位置付けられているが、JSIC では、「製造業」に位置付けられている。手法として、「岩塩の採取」は鉱業の性格が強く、「工場におけるイオン交換膜法などの化学的な方法による塩の製造」は製造業の性格が強いといえる。主に用いられる手法の違いが、JSIC と ISIC における分類の位置付けの違いにつながっていると考えられる。

(2) 菓子・パンの製造小売

「菓子の製造小売」及び「パンの製造小売」は、ISIC では、「10 食料品製造業」に分類されるが、JSIC では、「58 飲食料品小売業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「製造小売」(製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業)については、一般論として、ISICでは、「製造業」に分類され、JSICでは、「小売業」に分類される。これに関し、日野(1968)は、JSICにおいて、「製造小売」が「小売業」に分類される理由として、「製造小売」を行う事業所は、店舗設備に重点が置かれていることや、仕入小売を伴うことも多いことや、営業の場所は工業地域よりも商業地域のほうが多く、事業所を単位とする調査において、製造工業の調査対象とするよりも商業事業所として把握する調査によりなじみやすいこと(統計調査技術上の判断)を挙げている。

ただし、「製造した製品を店舗によらず通信販売により小売している事業」については、 小売活動に要する費用とそこから得られる付加価値が小さいと考えられることから、JSIC でも、「製造業」に分類される(JSIC 第12 回改定 (2007 年) 時に整理)。

(3) と畜場

孕石真浩: JSIC と ISIC の比較について

「と畜場」は、ISIC では、「10 食料品製造業」に分類されるが、JSIC では、「95 その他のサービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「と畜場」については、ISICでは、「肉の加工」の一環とみなして、「食料品製造業」に位置付けられているが、JSICでは、「獣畜をと殺し又は解体する事業」を独立したものととらえて、「サービス業」に位置付けられている。

なお、「肉製品製造のために一貫作業としてと殺を行う事業」については、JSICでも、「食料品製造業」に分類される。

(4) 歯科技工所

「歯科技工所」は、ISIC では、「32 その他の製造業」のうち、「325 医療及び歯科用機器・ 備品製造業」に分類されるが、JSIC では、「83 医療業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「歯科技工所」については、ISIC では、歯科用充てん材等を製造することから、「製造業」に位置付けられていると考えられる。

一方、JSICでは、「歯科技工所」においては、「歯科医師又は歯科技工士」という専門職が、(汎用的な製品ではなく)特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物等を作成し、修理も併せて行うことが多いことから、「歯科技工所」を医療に直接関連するサービスとしてとらえていると考えられる。また、「歯科技工所」は、「歯科技工士法」を根拠法として厚生労働省が所管しているということもあり、「医療、福祉」の「医療業」に位置付けられていると考えられる。

(5) 製氷業

「製氷業」は、ISIC では、「35 電気、ガス、蒸気及び空調供給業」に分類されるが、JSIC では、「10 飲料・たばこ・飼料製造業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「製氷業」については、ISICでは、「蒸気・温水・冷却水の生産」と同じ分類として、「電気、ガス、蒸気及び空調供給業」に位置付けられているが、JSICでは、氷は飲料を冷やすのに用いられることが多いことから、それ以外の目的のものも含めて、「飲料・たばこ・飼料製造業」に位置付けられていると考えられる。

3 水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動

(1) 「水道業」と「廃棄物処理業」

ISIC の「E水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動」は、JSIC の「F電気・ガス・熱供給・水道業」の「36 水道業」及び「Rサービス業(他に分類されないもの)」の「88 廃棄物処理業」(いずれについても「管理,補助的経済活動を行う事業所」を除く)に相当するものを含む。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

ISIC でも、Rev.3.1 (2002 年) 以前は、JSIC の「水道業」に相当するものと「廃棄物処理業」に相当するものは異なる大分類に位置付けられていたが、Rev.4 (2008 年) で、大分類「水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動」が新設されて、いずれについてもここに分類されることとなった。ISIC で、大分類「水供給業、下水処理並びに廃棄物

管理及び浄化活動」が新設されたのは、政策上の観点から見て共通の関心を集めている活動をまとめたものである。

一方、JSIC では、「水道業」は、「電気業」などと同じ大分類に位置付けられて、「廃棄物処理業」は、「サービス業(他に分類されないもの)」に位置付けられている。我が国では、「水道業」と「廃棄物処理業」にまたがるような業務を行っている事業所は少ないと考えられる。

(2) 材料再生業

ISIC「38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業」のうち、「383 材料再生業」に対応する項目としては、JSIC では、材料を再生してそこから何らかの製品を製造している場合は、その製品の「製造業」に分類され、製品を製造するところまで行っていない場合は、その内容により、「サービス業」、「卸売業」又は「製造業」に分類される。

ア 再生ゴム製造業

「再生ゴム製造業」は、ISIC では、「38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業」の うち、「383 材料再生業」に分類されるが、JSIC では、「19 ゴム製品製造業」に分類される。 (JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「再生ゴム製造業」については、ISICでは、「再生」という部分をとらえて、「材料再生業」に分類されているが、JSICでは、そこから最終的に製造される製品の「製造業」に分類されている。

イ 再生骨材製造業

「再生骨材製造業」は、ISIC では、「38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業」の うち、「383 材料再生業」に分類されるが、JSIC では、「21 窯業・土石製品製造業」に分類 される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「再生骨材製造業」については、ISICでは、「再生」という部分をとらえて、「材料再生業」に分類されているが、JSICでは、そこから最終的に製造される製品の「製造業」に分類されている。

ウ 鉄スクラップ加工処理業

「鉄スクラップ加工処理業」は、ISIC では、「38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業」のうち、「383 材料再生業」に分類されるが、JSIC では、「22 鉄鋼業」に分類される。 (JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「鉄スクラップ加工処理業」については、ISIC では、「スクラップの加工処理」という部分をとらえて、「材料再生業」に分類されているが、JSIC では、そこから最終的に製造される製品の「製造業」に分類されている。

エ 鉄スクラップ卸売業

「鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所で、解体などの加工処理を併せて行っているもの」は、ISICでは、「38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業」のうち、「383材料再生業」に分類されるが、JSICでは、「53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」のうち、「5362 鉄スクラップ卸売業」に分類される。

ただし、「鉄スクラップを製鋼原料として電気炉に直接投入できるように加工処理を行う 事業所」については、JSIC では、「22 鉄鋼業」のうち、「2292 鉄スクラップ加工処理業」 に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所で、解体などの加工処理を併せて行

っているもの」については、ISICでは、「解体などの加工処理」という部分をとらえて、「材料再生業」に分類されているが、JSICでは、加工処理を販売業務に附随して行うものととらえて、「卸売業」に分類されている。

ただし、「鉄スクラップを製鋼原料として電気炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所」については、「鉄鋼業」に匹敵する設備と技術を必要とすることから、JSICでは、「鉄鋼業」に分類されていると考えられる。

オ 非鉄金属スクラップ卸売業

「非鉄金属スクラップを集荷、選別して卸売する事業所で、プレス、裁断、異物処理などの加工処理を併せて行っているもの」は、ISICでは、「38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業」のうち、「383 材料再生業」に分類されるが、JSICでは、「53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」のうち、「5363 非鉄金属スクラップ卸売業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「非鉄金属スクラップを集荷、選別して卸売する事業所で、プレス、裁断、異物処理などの加工処理を併せて行っているもの」については、ISICでは、「プレス、裁断、異物処理などの加工処理」という部分をとらえて、「材料再生業」に分類されているが、JSICでは、加工処理を販売業務に附随して行うものととらえて、「卸売業」に分類されている。

カ 鉄くず破砕請負業、船舶解体請負業

「鉄くず破砕請負業、船舶解体請負業」は、ISICでは、「38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業」のうち、「383 材料再生業」に分類されるが、JSICでは、「92 その他の事業サービス業」のうち、「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類される。

ただし、(鉄くずの破砕を請け負う事業所のうち、)「鉄スクラップを製鋼原料として電気 炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所」については、JSIC では、「22 鉄鋼業」のうち、「2292 鉄スクラップ加工処理業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「鉄くず破砕請負業、船舶解体請負業」については、ISIC では、「破砕、解体」という部分をとらえて、「材料再生業」に分類されているが、JSIC では、この「破砕、解体」のみを純粋に請け負う(事業所を対象とする)サービスととらえて、「その他の事業サービス業」に分類されている。

ただし、「鉄スクラップを製鋼原料として電気炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所」については、「鉄鋼業」に匹敵する設備と技術を必要とすることから、JSICでは、「鉄鋼業」に分類されていると考えられる。

4 管理,補助的経済活動を行う事業所

JSIC では、第 12 回改定版(2007 年)で各中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」が新設された。このことにより、「管理、補助的経済活動」を横断的にとらえることが可能となった。

(1) 本社及び補助的活動を行う事業所

「管理,補助的経済活動を行う事業所」(「卸売業,小売業」の「自家用倉庫」を除く)については、ISICでは、「本社」は、「70本社;経営コンサルタント業」のうち、「701本社」に位置付けられており、「補助的活動を行う事業所」は、その主たる活動に応じた産業カテゴリーにそれぞれ分類されているが、JSICでは、各中分類にそれぞれの中分類の「管理,補助

的経済活動を行う事業所」が位置付けられている。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「管理,補助的経済活動を行う事業所」(「卸売業,小売業」の「自家用倉庫」を除く)については、ISICでは、Rev.3.1 (2002年)以前は、独立した事業所としてとらえられていなかったが、Rev.4 (2008年)で、「本社」は、「経営コンサルタント業」と同じ中分類に位置付けられ、「補助的活動を行う事業所」は、その主たる活動に応じた産業カテゴリーにそれぞれ分類されることとなった。

一方、JSIC では、「管理,補助的経済活動を行う事業所」は、従来は独立した項目として立てられておらず、各細分類に分散していたが、第12回改定版(2007年)で各中分類に小分類「管理,補助的経済活動を行う事業所」が新設されたことにより、それまでの分類と中分類ごとの接続を維持した上で(本社等の活動も含む中分類全体にわたる活動をとらえることは可能としたままで)、「管理,補助的経済活動」を横断的にとらえることが可能となった。また、会社形態による経営があり得ないか又は数が僅少と見込まれる中分類を除いて、小分類「管理,補助的経済活動を行う事業所」に細分類「主として管理事務を行う本社等」及び「その他の管理,補助的経済活動を行う事業所」が設けられている。

(2) 自家用倉庫

「自家用倉庫」は、ISICでは、「52 倉庫業及び運輸支援活動」に位置付けられているが、 JSICでは、「卸売業、小売業」については、各中分類にそれぞれの中分類の「自家用倉庫」 が位置付けられており、それ以外の産業については、中分類に設けられている細分類「その 他の管理、補助的経済活動を行う事業所」に含まれるという整理となっている。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「自家用倉庫」については、ISICでは、Rev.3.1 (2002年)以前は、独立した事業所としてとらえられていなかったが、Rev.4 (2008年)で、主たる活動に応じた産業カテゴリーに分類するという考え方に基づいて、「倉庫業及び運輸支援活動」に位置付けられた。

一方、JSIC では、「自家用倉庫」は、従来は独立した項目として立てられておらず、各細分類に分散していたが、第 12 回改定版(2007 年)で「卸売業,小売業」の各中分類に「自家用倉庫」が新設されたことにより、それまでの分類と中分類ごとの接続を維持した上で(「自家用倉庫」の活動も含む中分類全体にわたる活動をとらえることは可能としたままで)、「卸売業,小売業」の「自家用倉庫」を横断的にとらえることが可能となった。「卸売業,小売業」以外の「自家用倉庫」は、「卸売業,小売業」と比較すると少ないと考えられる(JSIC 第 12 回改定(2007 年)時の議論)ことから、「自家用倉庫」の大部分をとらえることが可能となったといえる。

5 「不動産業」又は「物品賃貸・リース業」に関連する項目

(1) ファイナンス・リース

「ファイナンス・リース」は、ISICでは、「64金融サービス業(保険・年金基金業を除く)」に分類されるが、JSICでは、「70物品賃貸業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「ファイナンス・リース」については、「期間が資産の予想される寿命をほぼカバーし、借主は、その資産の使用から生じる利益のほぼ全部を獲得し、かつその所有に関連するリスクを全て引き受ける」という金融的な性格が強いものであることから、ISIC では、「金

融サービス業(保険・年金基金業を除く)」に分類される。

一方、JSICでは、第12回改定(2007年)時に、「ファイナンス・リース」を「金融業、保険業」に移動することが検討された。しかし、「オペレーティング・リース」は「物品賃貸業」に置かれているので、「ファイナンス・リース」を「金融業、保険業」に移動すると、「物品賃貸業」の実態をとらえにくくなることや、「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」を兼業している事業所の扱いが困難であることから、また、企業会計基準上、「ファイナンス・リース」の主要な取引形態である所有権移転外取引が売買処理として扱われることになったことから、「ファイナンス・リース」の「物品賃貸業」への位置付けは、変えないこととなった。なお、「物品賃貸業」自体は、下記の(2)のとおり、「不動産業」に統合されることとなった。

(2) 「不動産業」と「物品賃貸・リース業」

ISIC では、「L不動産業」は独立した大分類で、「77 物品賃貸・リース業」は「N管理・支援サービス業」に含まれるが、JSIC では、「不動産業」と「物品賃貸業」が同じ大分類「K不動産業、物品賃貸業」に含まれる。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

ISIC では、「不動産業」は、国民経済計算におけるその規模と重要性に鑑みて、独立した大分類とされている。

一方、JSICでは、第12回改定(2007年)時に、以下のような理由により、「物品賃貸業」は、(「サービス業(他に分類されないもの)」から移動されて)「不動産業」に統合された。

- ・ 企業会計基準上、「ファイナンス・リース」の主要な取引形態である所有権移転外取引が売買処理として扱われることになったことから、「ファイナンス・リース」を含む「物品賃貸業」の活動が、売買、賃貸、管理といった「不動産業」の活動により近くなった(「不動産業」と「物品賃貸業」の機能の類似性)。
- ・ 不動産リースを取り扱う物品賃貸事業者が、出現してきている(「不動産業」と「物品 賃貸業」で取り扱うものの共通性)。

また、JSIC 第 12 回改定 (2007 年) 時の議論として、大分類「サービス業 (他に分類されないもの)」が大きすぎるので、小さくすることが望ましいという認識があったことも、「物品賃貸業」の「不動産業」への統合につながったと考えられる。

(3) オペレーターの付かない船舶の貸渡し

「オペレーターの付かない船舶(水運に係るもの)の貸渡し」は、ISICでは、「77物品賃貸・リース業」に分類されるが、JSICでは、「45水運業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「オペレーターの付かない船舶(水運に係るもの)の貸渡し」については、ISIC では、「物品賃貸・リース業」に分類されるが、JSIC では、「オペレーターを付けての船舶(水運に係るもの)の貸渡し」と同様に、「水運業」に分類される。

(4) 著作権のある作品を除く知的財産及び類似商品のリース業

「著作権のある作品を除く知的財産及び類似商品のリース業」は、ISIC では、「77 物品賃貸・リース業」に分類されるが、JSIC では、(「リース業」のうち、)「商標等の管理(貸与・利用のあっせん)」は、「92 その他の事業サービス業」に分類され、「フランチャイザー」は、「72 専門サービス業(他に分類されないもの)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「著作権のある作品を除く知的財産及び類似商品のリース業」については、ISIC では、「物品賃貸・リース業」に分類されるが、JSIC では、「商標等の管理(貸与・利用のあっせん)」は、事業所を対象とするサービス業のバスケット項目である「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類され、「フランチャイザー」は、「7281 経営コンサルタント業」に分類される。

6 「娯楽業」に関連する項目

(1) 図書館、博物館,美術館、動物園,植物園,水族館

「図書館」、「博物館,美術館」及び「動物園,植物園,水族館」は、ISICでは、「R芸術、娯楽、レクリエーション業」の「91図書館、公文書館、博物館及びその他の文化活動」に分類されるが、JSICでは、「O教育,学習支援業」の「82その他の教育,学習支援業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「図書館」、「博物館、美術館」及び「動物園、植物園、水族館」については、ISICでは、これらの施設は利用者が楽しみに出かけているというところをとらえて、「娯楽」に位置付けられていると考えられる。

一方、JSICでは、「図書館」等は、従来「教育」に位置付けられていたが、第12回改定版 (2007 年)で「N生活関連サービス業、娯楽業」という大分類が新設された際に、「娯楽業」に分類する (移動する)ことが適当ではないかという議論があった。検討した結果、我が国では、「図書館」等は、「社会教育法」などの法律に基づく教育機関として設置されていて、学芸員などの専門的な職員を配置して事業を行っているという実態があり、展示だけでなく各種講習会や学級講座といった教育的なことも提供しているということもあることから、「教育」の「821 社会教育」という位置付けは、変えないこととなった。また、「図書館」等は、文部科学省が所管しているということもあり、「教育」に位置付けられてきたと考えられる。

(2) 遊漁船業

「遊漁船業」は、ISIC では、「50 水運業」に分類されるが、JSIC では、「80 娯楽業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「遊漁船業」については、ISICでは、「船舶による旅客の輸送」であることから、「水運業」に位置付けられているが、JSICでは、その目的が「娯楽」であることをもって、「水運業」ではなく、「娯楽業」に位置付けられている。

(3) 映画館

「映画館」は、ISICでは、「59映画、ビデオ及びテレビ番組制作、音声録音及び音楽出版業」に分類されるが、JSICでは、「80娯楽業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「映画館」については、ISIC では、「テレビ番組配給業」や「音楽出版業」と同じ分類に位置付けられている。これらは、Rev.3.1 (2002年)以前は、「レクリエーション・文化・スポーツサービス業」の「映画、ラジオ・テレビ及びその他の娯楽業」に位置付けられていたが、Rev.4 (2008年)で、新設された「情報通信業」に移動された。

孕石真浩: JSIC と ISIC の比較について

一方、JSIC では、「映画館」は、「興行場」などと同様に、「娯楽業」に位置付けられている。JSIC では、第11回改定版(2002年)で「情報通信業」が新設される以前から、「映画館」は、(「情報通信業」に移動された)「映画・ビデオ制作業」からは独立した項目となっていた。

(4) プレイガイド

「プレイガイド」は、ISIC では、「79 旅行代理店、パック旅行業者、予約サービス業及び 関連活動」のうち、「799 その他の予約サービス業及び関連活動」に分類されるが、JSIC では、 「80 娯楽業」のうち、「8096 娯楽に附帯するサービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「プレイガイド」については、ISICでは、チケットを取り扱うということで、「旅行業」と同じ分類に位置付けられていると考えられるが、JSICでは、「娯楽に附帯するサービス業」に位置付けられている。

(5) 著述・芸術家業

「著述・芸術家業」は、ISICでは、「90 創造的活動、芸術・娯楽活動」に分類されるが、 JSICでは、「72 専門サービス業(他に分類されないもの)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「著述・芸術家業」については、ISICでは、「創造的、芸術的な活動」ととらえて、「創造的活動、芸術・娯楽活動」に分類されているが、JSICでは、「著述・芸術家」の創作能力を専門性の発揮ととらえその能力を活用したサービスの提供ととらえて、「専門サービス業 (他に分類されないもの)」に分類されていると考えられる。

なお、JSIC でも、「興行場,興行団」は、「娯楽業」に分類されており、例えば、「声楽家」は、「専門サービス業(他に分類されないもの)」に分類されるが、「歌謡歌手業」は、「娯楽業」に分類される。

7 「公務」、「外国公務」又は「社会保険」に関連する項目

(1) 保健衛生

「保健衛生」は、ISICでは、「O公務及び国防、強制社会保障事業」に分類されるが、JSICでは、「P医療、福祉」に分類される中分類「84保健衛生」として位置付けられている。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

JSIC の「S公務(他に分類されるものを除く)」には、国又は地方公共団体の官公署のうち本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行うもののみが分類されるが、ISIC の「公務」は、JSIC の「S公務(他に分類されるものを除く)」よりも範囲が広く、JSIC では「保健衛生」に位置付けられている「保健所」なども含んでいる。

(2) 外国公館

「外国公館」は、ISICでは、「84公務及び国防、強制社会保障事業」に分類されるが、JSICでは、「96外国公務」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「外国公館」については、ISICでは、「84公務及び国防、強制社会保障事業」に分類されるが、JSICでは、「S公務(他に分類されるものを除く)」から独立した「外国公務」と

いう分類が「Rサービス業(他に分類されないもの)」に設けられており、そこに分類される。

(3) 治外法権機関及び団体の活動

「治外法権機関及び団体」とは、国際機関などの事業所のことである。

「治外法権機関及び団体の活動」は、ISIC では、「U治外法権機関及び団体の活動」という独立した大分類であるが、JSIC では、「96 外国公務」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「治外法権機関及び団体の活動」については、ISICでは、独立した大分類であるが、JSICでは、「外国公館」と同様に、「Rサービス業(他に分類されないもの)」の「96 外国公務」に分類される。JSICでは、日本国内に駐在する日本には所属しない機関の事業所をまとめた分類となっている。

(4) 社会保険事業団体

「年金基金」を除く「社会保険事業団体」は、ISICでは、「84公務及び国防、強制社会保障事業」に分類されるが、JSICでは、「85社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。 (JSICにおける考え方とISICにおける考え方との違い)

「年金基金」を除く「社会保険事業団体」については、ISICでは、「84公務及び国防、強制社会保障事業」の「強制社会保障事業」に分類される。すなわち、「公務及び国防」と同じ中分類に位置付けられている。

一方、JSICでは、「社会保険事業団体」は、「社会福祉」や「介護事業」と同じ中分類に 位置付けられている。

なお、下記の(5)のとおり、JSICでは、「年金基金」は、「社会保険事業団体」と同じ分類とされている。

(5) 年金基金

「年金基金」は、ISICでは、「65 保険・再保険・年金基金業(強制社会保障を除く)」に分類されるが、JSICでは、「85 社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、「851 社会保険事業団体」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「年金基金」については、ISICでは、強制(義務)ではない「年金基金」は、「保険業」と同じ分類に位置付けられている。「年金基金」は、その機能が「保険業」と類似性があることにより、「金融・保険業」の「保険・再保険・年金基金業(強制社会保障を除く)」に位置付けられていると考えられる。

一方、JSIC では、「年金基金」は、加入義務のある「社会保険」と同じ分類に位置付けられている。「年金基金」は、「確定拠出年金法」等を根拠法として厚生労働省が所管しているということもあり、土台となる年金と密接な関係があるということもあって、「医療、福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」に位置付けられていると考えられる。

8 航空機使用業

JSIC では、以下のような航空機を使用する様々な活動が、その手段をとらえて、「46 航空運輸業」のうち、「462 航空機使用業(航空運送業を除く)」に分類される。

孕石真浩: JSIC と ISIC の比較について

一方、ISICでは、同様の活動が、その活動の目的により、それぞれの産業に分類される。

(1) 薬剤散布

「薬剤散布」(航空機を使用するもの) は、ISIC では、「01 作物・動物生産、狩猟業及び関連サービス活動」のうち、「0161 作物生産支援活動」に分類されるが、JSIC では、「46 航空運輸業」のうち、「462 航空機使用業(航空運送業を除く)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「薬剤散布」(航空機を使用するもの) については、ISIC では、その目的をもって、「作物生産支援活動」に分類されるが、JSIC では、その手段として航空機を使用するというところをとらえて、「航空機使用業(航空運送業を除く)」に分類される。

(2) 空中広告

「空中広告」は、ISIC では、「73 広告・市場調査業」のうち、「731 広告業」に分類されるが、JSIC では、「46 航空運輸業」のうち、「462 航空機使用業(航空運送業を除く)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「空中広告」については、ISIC では、その目的をもって、「広告業」に分類されるが、 JSIC では、その手段として航空機を使用するというところをとらえて、「航空機使用業(航空運送業を除く)」に分類される。JSIC の考え方では、広告の媒体として航空機を使用する活動は、「広告業」には該当しない(JSIC 第12回改定 (2007 年) 時に整理)。

(3) 航空写真

「航空写真」は、ISIC では、「74 その他の専門、科学及び技術サービス業」のうち、「742 写真業」に分類されるが、JSIC では、「46 航空運輸業」のうち、「462 航空機使用業(航空運送業を除く)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「航空写真」については、ISIC では、その目的をもって、「写真業」に分類されるが、 JSIC では、その手段として航空機を使用するというところをとらえて、「航空機使用業(航空運送業を除く)」に分類される。

9 その他の「サービス業」に関連する項目

(1) 純粋持株会社

「純粋持株会社」は、ISICでは、「64金融サービス業(保険・年金基金業を除く)」及び「M専門、科学及び技術サービス業」の「70本社;経営コンサルタント業」に分類されるが、JSICでは、「72専門サービス業(他に分類されないもの)」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

ISIC では、「純粋持株会社」で子会社の管理・運営を行わないもの(すなわち、子会社株式の保有という資産管理のみを行うもの)については、従来「金融サービス業(保険・年金基金業を除く)」に含まれていたものがRev.4(2008年)で独立した項目「642持株会社」として新設された。「純粋持株会社」で子会社の管理・運営を行うものについては、「701本社」に分類される。

一方、JSICでは、第12回改定版(2007年)で「専門サービス業(他に分類されないも

の)」に「7282 純粋持株会社」が新設された。第12回改定(2007年)時の議論によると、 我が国では、持株会社は、基本的に子会社の積極的な管理・運営を行うものであり、ISIC の「金融サービス業(保険・年金基金業を除く)」に含まれるような子会社の管理・運営を 行わない純粋持株会社は、想定されていないとのことである。

すなわち、JSIC の「専門サービス業 (他に分類されないもの)」における「純粋持株会社」としては、子会社の管理・運営を行うものが想定されており、このようなものについては、ISIC でも、上記のように「専門サービス業」に分類されることとなっていることから、JSIC と ISIC で同様の整理、考え方となっている。

(2) 職業あっせん業

ISIC では、「映画出演者」や「演劇俳優」のあっせんについても、一般の職業のあっせん と同じ分類に位置付けられているが、JSIC では、独立した項目として、異なる大分類に位置 付けられている。

ア 映画出演者あっせん業

「映画出演者あっせん業」は、ISICでは、「78職業紹介業」のうち、「781職業あっせん所」に分類されるが、JSICでは、「41映像・音声・文字情報制作業」のうち、「4169その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「映画出演者あっせん業」については、ISICでは、職業をあっせんするということをもって、「職業あっせん所」に分類されるが、JSICでは、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」に位置付けられている。

イ 演劇俳優あっせん業

「演劇俳優あっせん業」は、ISICでは、「78職業紹介業」のうち、「781職業あっせん所」に分類されるが、JSICでは、「80娯楽業」のうち、「8096娯楽に附帯するサービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「演劇俳優あっせん業」については、ISICでは、職業をあっせんするということをもって、「職業あっせん所」に分類されるが、JSICでは、「娯楽に附帯するサービス業」に位置付けられている。

(3) 景観手入れ・維持サービス業

ISICでは、個人の庭における「園芸サービス業」や「地方公共団体の敷地、主要道路緑地帯の緑化、手入れ、維持」については、その目的をもって、「景観手入れ・維持サービス業」に分類されるが、JSICでは、その活動が「農業」や「建設業」と類似性があることをもって、それぞれの産業に分類される。

ア 園芸サービス業

「園芸サービス業」は、ISIC では、「81 建物・景観サービス業」のうち、「813 景観手入れ・維持サービス業」に分類されるが、JSIC では、「01 農業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「園芸サービス業」については、ISICでは、その目的が「景観手入れ・維持」であるということをもって、「景観手入れ・維持サービス業」に分類される。

一方、「園芸サービス業」は、植木屋に代表されるが、かつて植木屋は、公園あるいは家庭の庭などの植栽に関わるサービスを提供する傍ら、それらのサービスに必要な植木・苗木・鉢植えの草花などの栽培を行っていたこともあり、JSICでは、「農業」に分

孕石真浩: JSIC と ISIC の比較について

類されてきたという流れをくんで、現在でも、「農業」に分類されていると考えられる。 イ 地方公共団体の敷地、主要道路緑地帯の緑化、手入れ、維持

「地方公共団体の敷地、主要道路緑地帯の緑化、手入れ、維持」は、ISIC では、「81 建物・景観サービス業」のうち、「813 景観手入れ・維持サービス業」に分類されるが、JSICでは、「06 総合工事業」のうち、「0622 造園工事業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「地方公共団体の敷地、主要道路緑地帯の緑化、手入れ、維持」については、ISICでは、その目的が「景観手入れ・維持」であるということをもって、「景観手入れ・維持サービス業」に分類されるが、JSICでは、その活動が「工事」を伴うことから、「造園工事業」に位置付けられていると考えられる。

(4) その他の郵便局受託業

「その他の郵便局受託業」は、ISICでは、「47小売業(自動車及びオートバイを除く)」の うち、「4773 専門店によるその他の新品小売業」に分類されるが、JSICでは、「86 郵便局」 に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「その他の郵便局受託業」については、具体的には切手や印紙の販売を行うので、ISICでは、「小売業」に分類される。

一方、JSIC では、「その他の郵便局受託業」に該当する「郵便切手類販売所」及び「印紙売りさばき所」は、「郵便切手類販売所等に関する法律」を根拠法として、「861 郵便局」と同様に総務省(情報流通行政局)が所管しているということもあり、「861 郵便局」と密接な関係があることから、「その他の郵便局受託業」は「86 郵便局」に位置付けられていると考えられる。

(5) 一般計量証明業

「一般計量証明業」は、ISIC では、「52 倉庫業及び運輸支援活動」のうち、「522 運輸支援活動」に分類されるが、JSIC では、「74 技術サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「745 計量証明業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「一般計量証明業」については、「貨物の積卸し又は入出庫に際して長さ、質量、面積、体積又は熱量を計量し、その結果の証明を行う」という、「貨物」に係るサービスであることから、ISICでは、「運輸支援活動」に位置付けられていると考えられるが、JSICでは、計量法に規定される証明を専門的に行うという行為に付加価値を見いだし、「貨物」以外のものを計量し証明するサービスと同様に、「技術サービス業(他に分類されないもの)」の「計量証明業」に位置付けられていると考えられる。

(6) けん引サービス

「けん引サービス」は、ISIC では、「52 倉庫業及び運輸支援活動」のうち、「5221 陸運に 附帯するサービス活動」に分類されるが、JSIC では、「92 その他の事業サービス業」のうち、 「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「けん引サービス」については、ISICでは、「自動車」に係るサービスであることから、「運輸・保管業」の「陸運に附帯するサービス活動」に位置付けられていると考えられるが、JSICでは、事業所を対象とするサービス業のバスケット項目である「他に分類されな

いその他の事業サービス業」に位置付けられている。

(7) 新聞切抜業

「新聞切抜業」は、ISIC では、「63 情報サービス業」のうち、「6399 他に分類されないその他の情報サービス業」に分類されるが、JSIC では、「92 その他の事業サービス業」のうち、「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「新聞切抜業」については、ISICでは、「情報検索サービス」などと同様に、「情報サービス業」に位置付けられているが、JSICでは、事業所を対象とするサービス業のバスケット項目である「他に分類されないその他の事業サービス業」に位置付けられている。

(8) 不動産鑑定業

「不動産鑑定業」は、ISIC では、「68 不動産業」のうち、「682 料金制又は契約制による不動産業」に分類されるが、JSIC では、「72 専門サービス業 (他に分類されないもの)」のうち、「729 その他の専門サービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「不動産鑑定業」については、ISIC では、「不動産に関連するサービス」という位置付けで、「不動産に関連するサービス」は、「不動産業」の「料金制又は契約制による不動産業」に位置付けられているが、JSIC では、不動産の価値を評価するということは、一般の「鑑定業」(例えば、宝石、骨とう品などを対象とするもの)と同様に、高度な専門性を要する知識サービスであることから、「専門サービス業 (他に分類されないもの)」に位置付けられていると考えられる。

(9) **ISIC** で「73 広告・市場調査業」に分類され、**JSIC** で「92 その他の事業サービス業」に分類されるもの

「ディスプレイ業」、「看板書き業」、「サンプル配布業」及び「ポスティング業」は、ISICでは、「73 広告・市場調査業」のうち、「731 広告業」に分類されるが、JSICでは、「92 その他の事業サービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

上記の「ディスプレイ業」等については、ISIC では、「広告業」に分類される。ISIC の考え方では、必ずしも総合的なサービスではないものも、「広告業」に含まれる。

一方、JSICでは、「ディスプレイ業」等は、「その他の事業サービス業」の「929他に分類されない事業サービス業」に分類され、特に、「サンプル配布業」及び「ポスティング業」については、バスケット項目である「9299他に分類されないその他の事業サービス業」に分類される。JSICの考え方では、(総合的なサービスではない)広告の媒体としての活動は、「広告業」には該当せず、それぞれの活動に対応する産業に分類される(JSIC第12回改定(2007年)時に整理)。

(10) 市場調査・世論調査業

「市場調査・世論調査業」は、ISICでは、「M専門、科学及び技術サービス業」の「73 広告・市場調査業」に分類されるが、JSICでは、「G情報通信業」の「39 情報サービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「市場調査・世論調査業」については、ISIC では、「広告」と「市場調査」はどちらも

(狭い意味での)マーケティング活動の一環であることから、「広告業」と同じ中分類に位置付けられていると考えられる。

一方、JSIC では、市場等に関する情報を調査、分析し、提供する「市場調査・世論調査業」は、不動産情報等を収集、加工、蓄積し、提供する「データベースサービス業」と、情報を提供するという共通性があることにより、「データベースサービス業」と同様に、「392情報処理・提供サービス業」に位置付けられていると考えられる。

(11) 債権管理回収業者 (サービサー)

「債権管理回収業者(サービサー)」は、ISIC では、「82 事務管理、事務支援及びその他の事業支援サービス業」のうち、「8291 債権回収及び信用調査業」に分類されるが、JSIC では、「66 補助的金融業等」のうち、「6619 その他の補助的金融業、金融附帯業」に分類される。(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

ISIC では、「債権回収業」は、「事務管理、事務支援及びその他の事業支援サービス業」に分類され、この「債権回収業」には、JSIC の「債権管理回収業者(サービサー)」、「集金業」及び「取立業」が含まれる。

一方、JSICでは、「集金業」及び「取立業」は、「その他の事業サービス業」のうち、「他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されるが、「債権管理回収業者(サービサー)」(※法務大臣による許可制)は、「補助的金融業等」に分類される。

なお、我が国において、「集金業」及び「取立業」で取り扱うことができるのは、事件性、 争訟性のない債権に限られる。事件性、争訟性のある債権の回収を業として行うことがで きるのは、弁護士、認定司法書士又は債権管理回収業者(サービサー)のみである。

10 その他の項目

(1) 家事要員の雇主としての世帯活動

「世帯に雇われて家事労働に従事する者」は、ISIC では、「97 家事要員の雇主としての世帯活動」に位置付けられているが、JSIC では、「79 その他の生活関連サービス業」のうち、「792 家事サービス業」に分類される。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

「世帯に雇われて家事労働に従事する者」については、ISICでは、雇主としての世帯という活動であるとみなしている。これは、この活動は世帯内の活動で、この活動で生産される生産物は雇主である世帯によって消費される(※自家消費される)ことから、特別な取扱いとされているものである。

一方、JSIC では、「世帯に雇われて家事労働に従事する者」は、その他の世帯に対するサービスと同様に、「生活関連サービス業」に位置付けられている。

(2) 個人世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動

ISIC「98個人世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動」に対応する項目は、JSICにおいては立てられていない。JSICにおける産業の定義に照らし合わせると、そもそも、「産業」に該当しない。

(JSIC における考え方と ISIC における考え方との違い)

ISIC では、「個人世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動」という項目が設けられている。このような項目が設けられたのは、世帯を対象とする統計調

査でデータ収集の際に適用することを想定したものである。

一方、JSIC では、産業の定義として、「家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない」とされており、ISIC の「個人世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動」は、JSIC における「産業」には該当しない。

Ⅲ まとめ

これまで、JSIC と ISIC の違いについてみてきた。

JSIC と ISIC の間で違いが生じている原因として、一般論として挙げられることとして、過去の分類からの継続性がある。ただし、多くの場合で過去の分類からの継続性への配慮はなされた上で、改定により JSIC と ISIC の比較可能性が向上する場合もある。また、JSIC の特徴として、特に統計調査の実施しやすさ及び調査結果の利用の観点も踏まえて分類が決定されていると考えられる場合がある。JSIC と ISIC の間で違いが生じている原因としては、その他経済活動の実態の違いも考えられる。

これらの点で原因を網羅しているわけではないし、このうち複数に該当する事例もあると考えられるが、最後に、これらの点について述べることとしたい。

1 過去の分類からの継続性

分類の改定の際には、前回の分類との接続が重視される。その結果、それぞれの分類において、過去の分類から継続している部分が大きいこともあり、JSIC と ISIC の間で大分類のレベルで位置付けが異なっている項目の大半は、最新版である JSIC 第 13 回改定版 (2013 年) と ISIC Rev.4 (2008 年) になって初めて位置付けが異なっているわけではなく、以前から位置付けが異なっていたものが多い。

2 比較可能性の向上

JSIC の改定の際には、ISIC との比較可能性についても考慮されていることもあり、JSIC 又は ISIC の改定の結果、両者で同様の項目が同じ大分類に位置付けられるようになったものや、大分類が一致するようになったものや、(過去の分類でそうであったのと同じく)大分類のレベルでは位置付けが異なっていたとしても、下位のレベルで幾つかのカテゴリーを併せたもの同士が(完全に一致まではしないものの)おおよそ一致するようになり、JSIC と ISIC の比較可能性が向上したものもある。以下では、幾つかの例を挙げる。

(1) 情報通信業

JSIC と ISIC で同様の大分類が相次いで新設された例として、JSIC 第 11 回改定版(2002年)と ISIC Rev.4(2008年)で「情報通信業」が新設された例がある。内容については、次ページの表 1 及びその次のページの表 2 のとおりである。

新設されるまでの経緯として、まず、1997年に初めて設定された北米産業分類システム

(NAICS: North American Industry Classification System) においては、大分類「情報産業」が設定されていた。これと同様の分類が、ISIC Rev.3.1(2002年)において、正規の分類とは別に、補助分類という位置付けで設定された。これらの動きがあったこともあり、また、我が国においても、情報の伝達、情報の処理・提供などを行う産業が拡大してきており、情報通信に係る産業構造の実態を明らかにする必要性が高まっていることから、JSIC 第 11 回改定版(2002年)において、大分類「情報通信業」が ISIC に先駆けて新設されることとなった。その後、ISIC Rev.4(2008年)においても、正規の分類として、大分類「情報通信業」が新設された。

最新のJSIC 第 13 回改定版(2013 年)における「情報通信業」と ISIC における「情報通信業」は、以下の例外を除いて重なっている。JSIC では「情報通信業」に含まれ、ISIC では「情報通信業」に含まれないものは、「映画出演者あっせん業」で、ISIC では「管理・支援サービス業」の「職業紹介業」のうち、「職業あっせん所」に分類される。逆に、ISIC では「情報通信業」に含まれ、JSIC では「情報通信業」に含まれないものは、「映画館」及び「新聞切抜業」で、JSIC では「映画館」は「生活関連サービス業、娯楽業」の「娯楽業」に分類され、「新聞切抜業」は「サービス業(他に分類されないもの)」の「その他の事業サービス業」のうち、「他に分類されないその他の事業サービス業」に分類される。

表 1 JSIC 第 11 回改定版で「情報通信業」に移動された項目¹⁾

○製造業

- 新聞業
- 出版業
- ・情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)のうち、レコード制作業
- ○運輸・通信業
 - ・郵便業のうち、信書送達業に相当するもの²⁾
 - 電気通信業
- ○サービス業
 - ・映画・ビデオ制作業
 - 放送業
 - ソフトウェア業
 - ・情報処理・提供サービス業
 - ・ニュース供給業
 - ・ラジオ番組制作業
 - ・貸スタジオ業(録音用)
- 1) 項目名は原則として第10回改定版(1993年)の項目名によるが、細分類項目の一部であって適当な 名称が存在しない場合は、第11回改定版(2002年)の項目名による。
- 2) 第 11 回改定版 (2002 年) の「信書送達業」については、第 12 回改定版 (2007 年) で「運輸業, 郵 便業」が新設された際に、(「情報通信業」から移動されて)「運輸業, 郵便業」の「郵便業 (信書便事業を含む)」に統合された。

表 2 ISIC Rev.4 で「情報通信業」に移動された項目 ¹⁾

- ○製造業
 - ・出版業
- ○運輸業、保管業及び通信業
 - 通信業
- ○不動産業、物品賃貸業及び事業サービス業
 - ・コンピュータ及び関連産業のうち、事務機器、計算機及びコンピュータ保守・修理業を除いたもの
 - ・他に分類されないその他の事業サービス業(※バスケット項目)の一部
- ○その他の共同体、社会及び個人サービス業
 - ・映画、ラジオ・テレビ及びその他の娯楽業
 - ・ニュース供給業
 - ・図書館及び公文書館サービス業のうち、名場面集ライブラリーなどの活動
- 1) 項目名は原則として Rev.3.1 (2002 年) の項目名によるが、細分類項目の一部であって適当な名称が存在しない場合は、Rev.4 (2008 年) の項目名による。

(2) 宿泊·飲食業

JSIC の改定の結果、JSIC と ISIC で大分類が一致するようになった例として、「宿泊・飲食業」がある。

ISIC では、Rev.3.1 (2002 年) における大分類「ホテル及びレストラン」が、範囲(概念)は変わらないものの、Rev.4 (2008 年) においては「宿泊・飲食業」という名称に変更されるとともに、中分類のレベルで(「ホテル及びレストラン」という単一の分類から)「宿泊業」と「飲食業」に分割され、これらの二つの中分類が小分類のレベルで更に三つずつの小分類に分割されるというように、詳細度が向上した。

一方、JSICでは、第10回改定版(1993年)における大分類「卸売・小売業,飲食店」の中分類「一般飲食店」及び「その他の飲食店」と大分類「サービス業」の中分類「旅館,その他の宿泊所」について、前者は、食材等を購入、調理・加工し、場所を提供して飲食させる事業所であり、サービス的要素のウエイトが高まっていること、後者は、飲食の提供に係る収入(レストラン、宴会等)のウエイトが高まっていることを踏まえて、第11回改定版(2002年)においてこれらを統合して大分類「飲食店、宿泊業」が新設された。

その後、JSIC 第 11 回改定版(2002 年)における大分類「卸売・小売業」の中分類「飲食料品小売業」の細分類「料理品小売業」のうち、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する「飲食店」に類似の活動(例えば、テイクアウト、デリバリーサービス、ケータリングサービス、給食サービスなど)について、第 12 回改定版(2007 年)においてそれまでの大分類「飲食店、宿泊業」に新設された中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」として位置付けられ、(旧大分類である)「飲食店、宿泊業」と統合して大分類「宿泊業、飲食サービス業」が新設された。これについては、「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」は、その場所で飲食サービスを提供するか否かが相違するだけで、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する機能については同様であること、また、ニーズの変化に呼応してテイクアウトやデリバリーサービス等のウエイトが高まっている「飲食店」が出現していることなどが理由となっている。

上記の改定の結果、最新の JSIC 第 13 回改定版 (2013 年) における「宿泊業, 飲食サービス業」と ISIC Rev.4 (2008 年) における「宿泊・飲食業」は、一致している。

(3) 修理業

ISIC の改定の結果、JSIC と ISIC で幾つかのカテゴリーを併せたもの同士がおおよそ一致するようになった例として、「修理業」(※前掲した図1を参照)がある。

図1によると、JSICにおいては、「修理業」に関連する項目の主要な部分は、「Rサービス業 (他に分類されないもの)」の「90機械等修理業 (別掲を除く)」及び「89自動車整備業」並びに「N生活関連サービス業、娯楽業」の「79その他の生活関連サービス業」の「793衣服裁縫修理業」にまたがっている。

一方、ISIC においては、「修理業」に関連する項目の主要な部分は、「Sその他のサービス業」の「95 コンピュータ及び個人・家庭用品修理業」、「C製造業」の「33 機械器具修理・設置業」の「331 金属製品・機械器具修理業」及び「G卸売・小売業;自動車・オートバイ修理業」の「45 自動車・オートバイ卸売・小売業及び修理業」にまたがっている。

上記のうち、JSICの「変圧器修理業」等、「機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「金属製品修理業」と、ISICの「3315 輸送用機械器具修理業(自動車を除く)」を除く「331金属製品・機械器具修理業」が対応しているが、この部分については、ISIC Rev.3.1(2002年)以前は、(「製造業」の中の)修理を行う対象(機器)の製造のカテゴリーにそれぞれ分類されていて分離できなかったものが、Rev.4(2008年)で、「33機械器具修理・設置業」が新設されて、ここに分類されることとなった。

その結果、ISICで、この部分について、以前はとらえることができなかった「修理業」を とらえることが可能となったことから、(この部分にとどまらず全体の)「修理業」について の JSIC と ISIC の比較可能性が向上した。

3 統計調査の実施しやすさ及び調査結果の利用の観点 (JSIC)

JSIC の特徴として挙げられることとして、分類が特定の省庁が所管している範囲と一致するような構成となっている場合があることがある(具体的には、「教育、学習支援業」: 文部科学省、「医療、福祉」: 厚生労働省、「郵便局」: 総務省)。

このようになった背景として、我が国は分散型統計機構であることから、各省庁が統計調査 の企画を行う際に、統計調査の実施しやすさの観点から、ある分類に該当する事業所を対象と して統計調査を行えば、その範囲が当該省庁が法令を所管し実際に掌握している業界の範囲と 一致することが望まれたことがあると考えられる。また、調査結果の利用の観点からも、ある 分類に該当する事業所の範囲と当該省庁が所管している業界の範囲が一致することが望まれた こともあると考えられる。

以下の項目については、上記の観点も踏まえて分類が決定されていると考えられる。

(1) 図書館、博物館,美術館、動物園,植物園,水族館

「図書館」、「博物館、美術館」及び「動物園、植物園、水族館」は、JSICでは「教育、学習支援業」に分類される(ISICでは「芸術、娯楽、レクリエーション業」に分類)。この理由として、「図書館」等は、「社会教育法」などの(文部科学省が所管している)法律に基づく教育機関として設置されており、統計調査の実施しやすさ及び調査結果の利用の観点から、「教育機関」として位置付けることが適当であること、学芸員などの専門的な職員を配置して事業を行っているという実態があること、展示だけでなく各種講習会や学級講座といった教育的なことも提供していることが考えられる。

(2) 歯科技工所

「歯科技工所」は、JSICでは「医療、福祉」に分類される(ISICでは「製造業」に分類)。 この理由として、「歯科技工所」は、「歯科技工士法」(厚生労働省が所管)に基づいており、 統計調査の実施しやすさ及び調査結果の利用の観点から、「医療業」に位置付けることが適当 であること、「歯科技工所」においては、「歯科医師又は歯科技工士」という専門職が、(汎用 的な製品ではなく)特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物等を作成し、修理も併せ て行うことが多いことから、「歯科技工所」を医療に直接関連するサービスとしてとらえてい ることが考えられる。

(3) 年金基金

「年金基金」は、JSICでは「医療、福祉」に分類される(ISICでは「金融・保険業」に分類)。この理由として、「年金基金」は、「確定拠出年金法」等(厚生労働省が所管)に基づいており、土台となる年金と密接な関係があるということもあって、統計調査の実施しやすさ及び調査結果の利用の観点から、加入義務のある「社会保険」と同様に、「社会保険・社会福祉・介護事業」に位置付けられていると考えられる。

(4) その他の郵便局受託業

「その他の郵便局受託業」は、JSICでは「郵便局」に分類される(ISICでは「小売業(自動車及びオートバイを除く)」に分類)。この理由として、「その他の郵便局受託業」に該当する「郵便切手類販売所」及び「印紙売りさばき所」は、「郵便切手類販売所等に関する法律」(総務省が所管)に基づいており、郵便局と密接な関係があるため、統計調査の実施しやすさ及び調査結果の利用の観点から、「その他の郵便局受託業」は「郵便局」に位置付けられていると考えられる。

4 その他経済活動の実態の違い

JSIC の設定及び改定の際には、ISIC との比較可能性が考慮されてきたが、それにもかかわらず違いが生じている原因としては、我が国の経済活動の実態が海外と比較して違いがあるということが想定される。このことは、直感的には、一般に成り立ちそうな感じがするが、個別の事例について明確な根拠を示すことは難しい。

これに該当する例として、根拠も明確なものとして、「純粋持株会社」が挙げられる。「純粋持株会社」について、ISIC では、「子会社の管理・運営を行わないもの」と「子会社の管理・運営を行うもの」が想定されていて、それぞれ、「金融サービス業(保険・年金基金業を除く)」と「専門、科学及び技術サービス業」に分類される。一方、JSIC では、「純粋持株会社」という項目が新設された際の議論として、「純粋持株会社」として、我が国では、「子会社の管理・運営を行わないもの」は想定されず、「子会社の管理・運営を行うもの」のみが想定されていることから、「専門サービス業(他に分類されないもの)」に分類される。

(本稿には、執筆者の推測に基づく記述が多々あるが、それらは執筆者の所属する機関の見解を示すものではないことを申し添える。)

参考文献

- [1] 総務省政策統括官(統計基準担当)(2013)「日本標準産業分類 平成25年10月改定」
- [2] 総務省政策統括官(統計基準担当)(2007)「日本標準産業分類 平成19年11月改定」
- [3] 総務省統計局統計基準部 (2002) 「日本標準産業分類 平成 14 年 3 月改訂」
- [4] 総務庁統計局統計基準部(1993)「日本標準産業分類 平成5年10月改訂」
- [5] 行政管理庁行政管理局統計主幹(1984)「日本標準産業分類 昭和59年1月改訂」
- [6] 日野源四郎 (1968) 「職業と産業-統計分類の方法と実際-」, 一粒社
- [7] United Nations Statistics Division (2008) "International Standard Industrial Classification of All Economic Activities Revision 4"
- [8] United Nations Statistics Division (2002) "International Standard Industrial Classification of All Economic Activities Revision 3.1"
- [9] United Nations Statistics Division (1990) "International Standard Industrial Classification of All Economic Activities Revision 3"

参考ホームページ

- [10] 日本標準産業分類 (総務省のホームページ)
 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm
- [11] UN Classifications Registry (United Nations Statistics Division のホームページ) http://unstats.un.org/unsd/class/default.asp

別紙1 日本標準産業分類(JSIC)第13回改定版 大・中分類項目表

A 農業, 林業

- 01 農業
- 02 林業

B 漁業

- 03 漁業 (水産養殖業を除く)
- 04 水産養殖業

C 鉱業,採石業,砂利採取業

05 鉱業, 採石業, 砂利採取業

D 建設業

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業(設備工事業を除く)
- 08 設備工事業

E 製造業

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
- 13 家具·装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 17 石油製品·石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
- 19 ゴム製品製造業
- 20 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 21 窯業·土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業

F 電気・ガス・熱供給・水道業

- 33 電気業
- 34 ガス業
- 35 熱供給業
- 36 水道業

G 情報通信業

- 37 通信業
- 38 放送業
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報制作業

H 運輸業,郵便業

- 42 鉄道業
- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
- 45 水運業
- 46 航空運輸業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業
- 49 郵便業 (信書便事業を含む)

I 卸売業, 小売業

- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維·衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料,鉱物·金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 61 無店舗小売業

J 金融業,保険業

- 62 銀行業
- 63 協同組織金融業
- 64 貸金業,クレジットカード業等非預金 信用機関
- 65 金融商品取引業,商品先物取引業
- 66 補助的金融業等
- 67 保険業(保険媒介代理業,保険サービ ス業を含む)

K 不動産業,物品賃貸業

- 68 不動産取引業
- 69 不動産賃貸業·管理業
- 70 物品賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス業

- 71 学術·開発研究機関
- 72 専門サービス業 (他に分類されないもの)
- 73 広告業
- 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)

M 宿泊業,飲食サービス業

- 75 宿泊業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業

- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 79 その他の生活関連サービス業
- 80 起楽業

O 教育,学習支援業

- 81 学校教育
- 82 その他の教育,学習支援業

P 医療. 福祉

- 83 医療業
- 84 保健衛生
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業

Q 複合サービス事業

- 86 郵便局
- 87 協同組合(他に分類されないもの)

R サービス業(他に分類されないもの)

- 88 廃棄物処理業
- 89 自動車整備業
- 90 機械等修理業(別掲を除く)
- 91 職業紹介·労働者派遣業
- 92 その他の事業サービス業
- 93 政治・経済・文化団体
- 94 宗教
- 95 その他のサービス業
- 96 外国公務

S 公務(他に分類されるものを除く)

- 97 国家公務
- 98 地方公務

T 分類不能の産業

99 分類不能の産業

別紙2 国際標準産業分類 (ISIC) Rev.4 大・中分類項目表

原文(英文)

和訳(仮訳)

A	Agriculture, forestry and fishing	農林漁業
01	Crop and animal production, hunting and related service activities	作物・動物生産、狩猟業及び関連サービス活動
02	Forestry and logging	林業及び伐採業
03	Fishing and aquaculture	漁業及び養殖業
В	Mining and quarrying	鉱業及び採石業
05	Mining of coal and lignite	石炭・亜炭鉱業
06	Extraction of crude petroleum and natural gas	原油及び天然ガス採取業
07	Mining of metal ores	金属鉱業
08	Other mining and quarrying	その他の鉱業及び採石業
09	Mining support service activities	鉱業支援サービス活動
С	Manufacturing	製造業
10	Manufacture of food products	食料品製造業
11	Manufacture of beverages	飲料製造業
12	Manufacture of tobacco products	たばこ製造業
13	Manufacture of textiles	織物製造業
14	Manufacture of wearing apparel	衣服製造業
15	Manufacture of leather and related products	皮革及び関連製品製造業
16	Manufacture of wood and of products of wood and cork, except furniture;	材木、木製品及びコルク製品製造業(家具を除く);
	manufacture of articles of straw and plaiting materials	わら及び編み物素材製品製造業
17	Manufacture of paper and paper products	紙及び紙製品製造業
18	Printing and reproduction of recorded media	印刷業及び記録媒体複製業
19	Manufacture of coke and refined petroleum products	コークス及び精製石油製品製造業
20	Manufacture of chemicals and chemical products	化学品及び化学製品製造業
21	Manufacture of basic pharmaceutical products and pharmaceutical preparations	基礎医薬品及び医薬調合品製造業
22	Manufacture of rubber and plastics products	ゴム及びプラスチック製品製造業
23	Manufacture of other non-metallic mineral products	その他の非金属鉱物製品製造業
24	Manufacture of basic metals	第一次金属製造業
25	Manufacture of fabricated metal products, except machinery and equipment	金属製品製造業(機械器具を除く)
26	Manufacture of computer, electronic and optical products	コンピュータ、電子製品、光学製品製造業
27	Manufacture of electrical equipment	電気機器製造業
28	Manufacture of machinery and equipment n.e.c.	他に分類されない機械器具製造業
29	Manufacture of motor vehicles, trailers and semi-trailers	自動車、トレーラ及びセミトレーラ製造業
30	Manufacture of other transport equipment	その他の輸送用機械器具製造業
31	Manufacture of furniture	家具製造業
32	Other manufacturing	その他の製造業
33	Repair and installation of machinery and equipment	機械器具修理・設置業
D	Electricity, gas, steam and air conditioning supply	電気、ガス、蒸気及び空調供給業
35	Electricity, gas, steam and air conditioning supply	電気、ガス、蒸気及び空調供給業

原文 (英文) 和訳 (仮訳)

E	Water supply; sewerage, waste management and remediation activities	水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
36	Water collection, treatment and supply	水収集・処理・供給業
37	Sewerage	下水処理
38	Waste collection, treatment and disposal activities; materials recovery	廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業
39	Remediation activities and other waste management services	浄化活動及びその他の廃棄物管理業務
F	Construction	建設業
41	Construction of buildings	建築工事業
42	Civil engineering	土木工事業
43	Specialized construction activities	専門工事業
G	Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles	卸売・小売業;自動車・オートパイ修理業
45	Wholesale and retail trade and repair of motor vehicles and motorcycles	自動車・オートバイ卸売・小売業及び修理業
46	Wholesale trade, except of motor vehicles and motorcycles	卸売業 (自動車及びオートバイを除く)
47	Retail trade, except of motor vehicles and motorcycles	小売業 (自動車及びオートバイを除く)
н	Transportation and storage	運輸・保管業
49	Land transport and transport via pipelines	陸運業及びパイプライン輸送業
50	Water transport	水運業
51	Air transport	航空運送業
52	Warehousing and support activities for transportation	倉庫業及び運輸支援活動
53	Postal and courier activities	郵便・急送宅配業
I	Accommodation and food service activities	宿泊・飲食業
55	Accommodation	宿泊業
56	Food and beverage service activities	飲食業
J	Information and communication	情報通信業
58	Publishing activities	出版業
59	Motion picture, video and television programme production, sound recording	映画、ビデオ及びテレビ番組制作、音声録音及び
	and music publishing activities	音楽出版業
60	Programming and broadcasting activities	番組編成・放送業
61	Telecommunications	通信業
62	Computer programming, consultancy and related activities	コンピュータ・プログラミング、コンサルタント及び関連業
63	Information service activities	情報サービス業
K	Financial and insurance activities	金融・保険業
64	Financial service activities, except insurance and pension funding	金融サービス業 (保険・年金基金業を除く)
65	Insurance, reinsurance and pension funding, except compulsory social security	保険・再保険・年金基金業 (強制社会保障を除く)
66	Activities auxiliary to financial service and insurance activities	補助的金融サービス業及び保険業
L	Real estate activities	不動産業
68	Real estate activities	不動産業

原文 (英文)

和訳(仮訳)

м	Professional, scientific and technical activities	専門、科学及び技術サービス業
69	Legal and accounting activities	法律及び会計サービス業
70	Activities of head offices; management consultancy activities	本社;経営コンサルタント業
71	Architectural and engineering activities; technical testing and analysis	建築・エンジニアリング業及び技術試験・分析業
72	Scientific research and development	科学研究・開発業
73	Advertising and market research	広告・市場調査業
74	Other professional, scientific and technical activities	その他の専門、科学及び技術サービス業
75	Veterinary activities	獣医業
N	Administrative and support service activities	管理・支援サービス業
77	Rental and leasing activities	物品賃貸・リース業
78	Employment activities	職業紹介業
79	Travel agency, tour operator, reservation service and related activities	旅行代理店、パック旅行業者、予約サービス業及び関連活動
80	Security and investigation activities	警備・調査業
81	Services to buildings and landscape activities	建物・景観サービス業
82	Office administrative, office support and other business support activities	事務管理、事務支援及びその他の事業支援サービス業
0	Public administration and defence; compulsory social security	公務及び国防、強制社会保障事業
84	Public administration and defence; compulsory social security	公務及び国防、強制社会保障事業
P	Education	教育
85	Education	教育
Q	Human health and social work activities	保健衛生及び社会事業
86	Human health activities	保健衛生事業
87	Residential care activities	居住ケアサービス業
88	Social work activities without accommodation	宿泊施設のない社会事業
R	Arts, entertainment and recreation	芸術、娯楽、レクリエーション業
90	Creative, arts and entertainment activities	創造的活動、芸術・娯楽活動
91	Libraries, archives, museums and other cultural activities	図書館、公文書館、博物館及びその他の文化活動
92	Gambling and betting activities	ギャンブル及び賭け事事業
93	Sports activities and amusement and recreation activities	スポーツ及び娯楽・レクリエーション活動
s	Other service activities	その他のサービス業
94	Activities of membership organizations	会員制団体
95	Repair of computers and personal and household goods	コンピュータ及び個人・家庭用品修理業
96	Other personal service activities	その他の個人向けサービス業
Т	Activities of households as employers; undifferentiated goods- and	雇主としての世帯活動並びに世帯による自家利用の
	services-producing activities of households for own use	ための分別不能な財及びサービス生産活動
97	Activities of households as employers of domestic personnel	家事要員の雇主としての世帯活動
98	Undifferentiated goods- and services-producing activities of private households	個人世帯による自家利用のための分別不能な財及び
	for own use	サービス生産活動
U	Activities of extraterritorial organizations and bodies	治外法権機関及び団体の活動
99	Activities of extraterritorial organizations and bodies	治外法権機関及び団体の活動